

議案第79号

墨田区職員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月5日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区職員定数条例の一部を改正する条例

墨田区職員定数条例（昭和46年墨田区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1,844人」を「1,882人」に、「1,862人」を「1,900人」に改め、同条第2項中「大学院修学休業」の次に「配偶者同行休業」を加える。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

増大する行政ニーズ等に的確に対応するため、職員の定数を改めるとともに、定数外とする職員に配偶者同行休業を取得している者を加える必要がある。